

措置通知書

防災危機管理局

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 支出事務</p> <p>① 会計年度任用職員の通勤手当が誤支給となっているものがあつた。</p> <p>2. 契約事務</p> <p>① 佐世保市戸別受信機コールセンター一等業務委託契約ほかにおいて、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第7条第1項で「予定価格は、…積算価格の100円未満の端数を切り捨てた額に、消費税額等相当額を加算する方法により行うものとする。」と規定されているにもかかわらず、積算価格の100円未満の端数を切り捨てないまま消費税等相当額を加算し予定価格として設定していた。</p>	<p>会計年度任用職員の通勤手当の支払いにおいて、実勤務日数に応じた区分の支給とすべきところを、当月の通勤実績が10日に満たないにもかかわらず、誤って全額を支給していたものです。</p> <p>過支給分については、令和4年4月18日付で返納処理を行いました。</p> <p>今後は、関係規則や毎月の出勤状況確認表による出勤日数等を再確認するとともに、誤支給がないよう担当者並びに管理職によるチェック体制の強化を周知しました。</p> <p>基幹要綱の認識不足により、予定価格の設定について、100円未満の端数を切り捨てた額とすることを意識することなく設定者に依頼したものです。</p> <p>今後は、予定価格調書の消費税等相当額の前となる金額について、100円未満の端数を「00」と予め印字し、関係要綱を書き添えることで予定価格を適正に設定するように周知しました。</p>